

ひとり親家庭の養育費確保を支援します

長崎県では、養育費の取決めを行うひとり親に対し、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費を補助します。

■補助内容

(1)公正証書等作成経費

- ・公証人手数料令に定める公証人手数料（養育費の取決めに係る部分に限る）
- ・家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代（養育費の取決めに係る部分に限る）
- ・戸籍謄本等添付書類取得費用

(2)養育費保証契約締結経費

- ・養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費

※令和6年4月1日以後に行った公正証書等の作成や養育費保証契約の締結に要する費用が補助対象となります。

■補助金額

(1)と(2)を合わせて5万円が上限となります。

■補助対象となる方

次の(1)から(5)の要件を全て満たす方

(1)長崎県内の町（※）に居住する者であること

※市及び小値賀町にお住まいの方は、各市町によって実施状況が異なりますので、各市町へお問合せください（市町によっては同様の事業を実施していない場合があります。）。

(2)交付申請時にひとり親であること

(3)養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること

(4)新たに養育費の取決めが必要であり、経費負担が発生すること

(5)他の自治体から同じ内容の助成を受けていないこと

■申請窓口

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

長崎県福祉保健部 こども政策局 こども家庭課 家庭福祉・母子保健班

電話 095-895-2443



申請方法や事業の詳細は県ホームページをご確認ください